悔齋漫稿

壹

特別
14
1919
63

176368

○昔は料理屋の名を俗なれども通例播とう亭
とうなどのような家名のなかにあったりするを播
弾と為す故播磨に於て亭弾が多い
蓋弾は昔こそ蒼麦屋と称まして軒弾
小菓子屋に減じて西洋料理屋多くなりつつ
弾は寿屋と下宿屋とを兼ねて多くなりて後
来部

38- 8890

まを似たのを非さんで何月とう何本とう云ふのが
殊に本紙何ッ屋と云ふのを殺して減じて本紙料
理屋の名の魚で俗に節の肉を薬屋と云ふと
薬屋うあるをさこんを何故云ふのか云ふ訳は
うおうをつぐ拵すを拵木屋は兵衛で八百拵
を八百屋の拵魚十を魚屋の十五銭つで
川魚の川魚屋のもを兵衛 天金の天麩羅
屋の金次ひあるこんを何屋の略語をんくこと
う屋鍋の鍋を屋ッをつをふ字
のあをび鍋く金をんとをを云ふを云ふて
ををこををあをつけてををを

○大体毎一の家でを月之四奥生をなる
生を魚肉をうず獣肉をうをを肉を炙を
家族百ッ食ををを不事ひ光ッを奥
の者をうををををつをををこをすをを云ふ
事ひあを、をの肉を何をを問ふ人肉ひ
ををの屠殺をどをを鑵詰とをを一種の
薬品をあをを云ふ事ひ何屋ををの
を作ふをを問ふは癩病の療治の為め
と云ふ事ひある
○演劇 一座の活ををを内舞人一座を
少つを活ををを、演劇をを本活動写真

の船を英国へ注文し、これを買取る筈
になつてゐる。此の大金を支拂ふ
事の出来ないそこで英国へ流れ込
む保証をあつて、それを担保として金
を出すことになつてゐるのだと云ふ。
此の金銀をもつて横浜へ行けば外国の船でも幾艘でも拂ひ
込むことを承知する。濱田彦十郎は
此の通りの船を買つて帰つて来
たら、金銀を受取り船を渡すと
の保証をしてゐる。

○稲田嘉七郎氏自由党の古参で自由党時代
きつぱりと新聞紙上で絶縁の宣言
を流したことがある。それは去年の正月
元旦民権新聞で論説を書いたのが
稲田氏の気に入らぬ事であつた。
幸の深い妻で故郷を捨て義子の姿を捨て
つかせる前夫と結婚した事を
自分の子供の妖母とこれは事に稲
田氏とこれを男子をいふ、男

ばかりの事なりけるを一元しるうつしとるべき物
人ゝゝめるしるしのひあるべし
○兄弟双方ともに金子給ふ事多く此ゝ方
し法事ばかりの撰とて事もあるゝが羞恥
か腰を男女共の人数、金も久しくしたの涙
真を申うるひるつたう青木維三郎の少け
ば山ゝをゝうゝの条人ゝなつて、条倫と
笑するゝ用を餘能あしい書簡を多く
妙の涙と自在交際ゝゝ中ゝを大分高
名の紳士もあるいら、ゝ、ゝゝ拒あの男の
紙ゝ多ゝ人ゝおゝ夜しゝて居ると一元した

東京帝大図書

○後年真宗行徳の石村ゝゝ多く出家を達
ゝゝ郷を終村と舎じた京の支那事
ゝゝ蔵ゝフキゝあゝ行徳ゝ漢文ゝ
あゝゝ百姓ゝ北ゝゝ出しゝ
ゝゝ家ゝ初ゝ俗名ゝ一的つけしゝ
郷ゝゝ浜ゝ東京ゝ異ゝ
富貴ゝ在ゝ三ゝを
○行ゝ新ゝ田ゝ越ゝ金ゝ中事ゝの浜ゝを少
けば北ゝ行ゝ和ゝ行ゝゝあゝ事ゝの服装
う浜ゝゝ時ゝゝ股引ゝ
股引をゝ事ゝゝ

くいのび疾走することゝなり出来ない、そんなみ苦人の
間を駆く事うまいので困りますとゝなる成る
犯たもあるべき歟事実の為めもこんなもを
結果悪くしも自分もそんなもそんなに善事の為
浮世と年上なる一笑す
○秋田なる田舎出蛮うあるべし此の秋田
なるなるの方地を苗代を改めみる畫と
なるなるの方地を苗代を改めみる畫と
なるなるの方地を苗代を改めみる畫と
なるなるの方地を苗代を改めみる畫と
つゝが生る苗代を苗代と
植えるなるのを見るなる細長く
三ツ位なる仕切つてなる、なるなる蝗の害を除くゝ

東京株式会社

苗代うゑかけくなるなる迷惑うなるなる困ると
なる方なるなるなるのでなるなるなるなるなる困
稲の中く材木なるなるなるなるなる除蝗の打迷
場としてなるなることあるなるなるなるなる苗代を
細なる迷書なるなるなる四方なるなるなる
苗代を細なるなる自迷書なるなるなる耕地う大
分溝なるなるなるなるなるなる結局溝
失なるなるのなるなる
○昨年昨日の報なる一毎日なるなるとき十歳百姓
内なる深溝なる我を後なるなる減蝗を印田五
なるなる村拾なる為死なるなる仕地の為を

なし此事があるに、嘉助金まで出張して居り
此のたび頃にて解せんが事に向って住地の立
分がなるべき事を極論しい事があるが、
の事の決するに先だち金を渡して、あ
とにて渉れば住まひを返すに村松は決し
たとえ不事でも保お預き申しが、金を(七
之)頃んの金を渡さんとあるで謀るをやめ
ば宮下数年以来の深く交る誠ある、義歴
の由緒ある家の子直ちに勘当を決し祝義を
の本紙にも記事を寄せ候しとあるつけまする
なに、組まるさんの一日廿の家の事に此の

にて帳簿をと不審に思って居られるが、庄蔵
の家田がおりて来られたよってる事を宣して宜い
て真面目なる事である、それで村松と永井
両松を合し乱千円の賠償を頼みてとて
事で事の積の大概(ちえ丹)や平松庄
郷一郎が持ち文覧さんとが村松側の周
旋する事になりて此の円ともなる周旋と記
井さんの立場とて不事である、高めで談判
村松の事変する事あつたが、村松も義務
的のためで弐千円を出すことの出来ないで
千七百円を永井を経て源さんと志い、

[illegible]人の物は家とあつ
たのに、お井もゝ一旦の配をよけし
を平もとゝ度をとゝのとゝろつゝ比奴
婢来るとゝふ次第ひもあるこゝ、ゝる宝
うゝさゝまひ、村村ゝを始婚名中自由
恋無味のゝものもかゝつてゝゝゝゝ形度い
ゝゝゝひもゝゝ、受ゝるゝも改ゝ業き
は左ゝゝゝゝめゝ荘宮出ゝ中ゝ時ゝ婚ゝ
をゝゝくしとくゝゝふ話しひある、先角越方を
はゝは道ゝゝゝ中をするのゝゝ困ゝ頼
婚ゝゝ先ゝゝ山あゝひゝゝ方持ゝあゝ

東京都立中央図書館

淑ゝ勢力ゝ以ゝ迎ゝ薙ゝ老ゝ以田
べきのゝゝゝ

○作祭ゝ大干海を迎ゝ薙ゝ老ゝ以田
干坤ゝゝゝゝゝ寺ゝ紀考ゝゝゝ作ゝ
ゝゝゝ以ゝ作ゝ寺紀考ゝゝゝ
ゝゝゝ以、金ゝ田中ゝゝゝ男ゝ
ゝゝゝ以、作ゝゝゝ作ゝ
アゝゝ未宣作ゝ祝田ゝ及一干ゝ年祝
しゝゝゝゝゝゝゝゝ未ゝ作ゝ
作ゝ人ゝゝ宣ゝゝ五ゝ作ゝ
作ゝ出ゝゝゝ方ゝゝゝゝ作ゝ

に極まる遊者中にも諸兄正堂訓全を遵
行したるもの多くあるべきなり、為めに訓令書を
本にも一読したるやうだが、実に完具極まる
ものそのひあつたとえそのまゝだ
○津川佐史と云ふ字を帰へた修史家の勝
字させて居るのが始めて出ればこれを津川
の代る者を村新学術の自他の路書でいふの
事を記るもと四冊あるもしを其事の内容
のたるる者の下おし而是好きを紹介する内に
冊を其家一寸を借りし書しまいつ其やの大
火に焼失し今を呼ぶ二冊を存するのみ

とゐるへし
○支那にては盆鶉笑ふる女子をおもてば天子に
みな上げることと云ふのでも好婚のそうするが故に婚
をしたる時代もある、いつの時代であつたかをこえなれ
うこれを鶯鶯婚と名づけたが、本国の華族
新にそうする徳川家斉公なる我帝の子福者
で六十余人の子があるといふやうだ、そこで花候
へ縁組をせしめたるものが多いので、これを夏め
営大の夫婦に嫁くことといふので、諸侯に至ひし
まゝ多いで結婚し此難を避くると云ふこと
だが、これも一種の鶯鶯婚といつてよろしい
など

○此頃の新京報に「仁田山英雄」と題する

於鈴中之抱腹の話のあり

となり

三升贋物

玄魚眞正

四方梅彦少年全盛の頃芝居見物に往き打出後茶屋へ三升（八代目）まうかを呼びて遊び居たる折しも假聲使ひ表を流し來り三升まうかの掛合を使ふ喝采割るゝが如し梅彦感ぶれに眞正の三升まうかをして同じ臺詞を使はしめしに表の群衆異口同音に似ない〳〵と喚ぶ梅彦口惜しがれども如何ともすること能はず

故人玄魚曾て友人と共に青樓に遊ぶ歸るに臨んで敵妓友人の肩を叩きながら曰く今度來る時には眞正の玄魚さんを連れて來ておくれ

△熱海屋の名物は葉の葉

あるを本家の中華

亭へ行くと同家の

娘を翻弄し余り

其の名聲を傳ひし

家名の高き戯言歟

あるべしことあるを

聞く二度の玄魚の話

○先年玄人山中家岳

を稽古に似たること

○玄魚を飯屋につかう金のないの

ときスワマ」と名くる菓子あるこれを豆と砂

糖を煉り合ハせ菓子屋に羊羹の如く

出しこれを「スワマ」とのこと

なるの文句あるもたくさんしう此頃安中

富りの出産の高らし給しを見ること

出ること「柳濱」と成る此此の菓子の起

ること二條の浦あること浦の砂糖を煮る

所に故光秋濱氏の砂のめくることと

此頃秋あること不

○本年一月栗林老人も八十歳を以て逝去

東京帝國大學圖書

かしと如何悔みる行つて見ると任侠うこの床之あ
つこう 俳句をしこうこう戒名をつくると 稽美
端山 居士と書いてある 山とこうやまそ 又慶ふい
なびあるこうこう歩人の少くて又ると誰のもおら
ない坊ひ子(こうこう仏のあるやびキヤク)
とこうこの文とこうこの書も 意味も 薩張 ひこう
しるのとこうこのび一笑した 笑うと 拍手した 意
任侠の身体でこう こうえ乳の人で 誰のう
も快活のこう 談笑とする 性質であつたが 激
死のひこうこう 病院 病院の 性質こう 変じて
又ちの文ぶうまこうあつても 面白ちこうつたを

この書ひあるこう 国こう 高あるもあこうこう 全く
の右脚 意ひ弘んだのひあるこう 共 角の 校こう
もこうこう 眠こうこのこう 逝 と こう 書ひあるが 死
あ一あるこう 野こう 公らこうこう みこう 長逝の 高こう
書と 校こう を 間違 しこう と こうのお 校おの 異状
こうこんこうこうこうこうこの、 公のこう 書あこう 文も 金を
意し 金 野こう 花こう を 訪こうこう 日 教 金の
訪んを こう 見ひこうこう とこう こう こう 天寿 者 きこうこう
こう 任侠 脾こう 高こう こう こう 潜 こう こう こう を ひこう い
○四月 こう こう の こう こう 直 時代 成 こう 文 行 こう こう こう
書こう 高こう 中 刊 こう こう こう こう の び 彩 こう

比、岡庵つう雄芳し比指を示し候ゝ十六
枝翻作しとう庵つゝ庵の名ゝ丈あつて定
之周随ゝゝ指肝し比、藤瀬橋記ゝ
比仏を評してあゝゝ潮の移ゝ
潮豈史く一のけんやと評してある、海路ゝ紙
はの七ゝのゝ比酒のゝ庵の音れびあゝそう
比う潮ゝ移ゝ豈聴く一のけんやとゝ書
きゝゝ捕ひあゝ、捕ゝゝ比こんも也庵の
立ゝ比ゝあゝうゝ比う同一芳鋒ゝ丈ゝ
捕ゝゝけんやと評してある、嵩酒記ゝ
比ゝ金四吉ゝ也ゝ為ゝゝ

うと問ゝあゝ比ゝ大抵こんゝ句ゝ比ゝ
伯国ゝゝ不定ゝゝ言ゝ句ゝ比ゝ金
天中坊ん五郎ゝ丈ゝゝ比ゝ
明ゝ和ゝ比ゝう評人の雅郷ゝ比ゝ
評ゝ出比枕南の郷ゝ比ゝ
言の坊ゝ四ゝ枕ゝ丈ゝゝ比ゝ
比ゝ比ゝ比ゝ比ゝ台童或ゝ台南
ゝゝ比ゝ遊ゝ枕南と呼ん枕台ゝ
ゝゝ枕としゝ比ゝゝ南柯夢ゝ
枕ん四ゝ比ゝゝゝ比ゝ比ゝ
ゝ因ん比枕南ゝゝ

記の主語をあらためもと醫
者で主者道と云ふを清と改めたので
ある、金を閑の人の五倍を五銭山と云ふ
云ふ味であらうがもとより何と云くしと閑ふ
る莫雨とかけしことあるを人を何んだの
心細ひ雨前ひあると云ふ改めたと云ふ紫
公一六う古物と云ふ云ふ雨を流しの
あるを義金をもと雨河のユマイ何と住ひ
ひたつたつマイ物を通ると古物とはぶ
のだそうだ雨河を大ふ弱人う物つて住
つたつたは命がある、一六りを印、聽雨

黄石うんひ沿一的雨の河ったひうがある
が、注目人を時と今を時と沿をを住したと
き今日雨を迎ったひの一六ひ同館今と
今ひ比ひ云を沿の同間をを云ふ味ひ雨
ど実を同河内の時人の今ひあるを云ふ行く
今ひをを云ふの中ひ雨、お沿を風流萬よ
(古河)を主主語う附しをと少くをったの
五四を少くを云ふの雨中史を
う今ひ比のひ主主語うおひるまをおあ
井を誠文主主語あるを云ふを云ふ主語
き手を物つをめと呼ひ雨風流萬千物

と称する面積を書いて出すことゝなつたのも
行形を「滑稽也」と金下しにしたのも一二であるウウ
だが全部行形とゝふ名を云ふのない枝び
とゝかを拵へ出すの云也もと行形うう
衣を開口へ出たあの言葉で演じ出せあ
ゆう遊びゝ行き、くだけたイキ方（方言
ユキナリをイキナリとゝふ）休ちとゝふ意うら
自然イキナリ形と呼ふゝ事ゝ通ふ
宮を巡る行形をぬとする拵えゝうたの
ひあるゝ方おゝ北のあるくき云ゝとゝふ
を次へ出すとゝる、行形の附近のキナレ

立ちとゝかゝある、家の方言ゝ事
事もキナ四一」とゝふ（但し四人の方言
ゝゝ）ゝる金七しゝる行んうんとゝる拵
ゝ通ゝ名ひあゝふが、文言ゝ仏有名剛
言ゝとゝゝやゝ、寧ゝ来剛言ゝと呼ふ
方面ゝゝゝあやゝと一世の保言ゝ五段
の四ゝ膳四四ゝゝ体考とゝふのゝ
ゝゝ書言ゝ拵けある黄芽薬俗の書ゝ
絵四の一句の中ゝ中ゝ元つたゝひあ
ゝあゝゝゝゝ古典ゝ「鉄琴ゝ」とゝふ
言ゝ出しとゝる言ゝ鉄琴ゝ四を節と

近代の思潮を文拙劣の形容を言いて
来る、
○文部の官吏は進士の資格を有し官吏
を命じて「進士主事」と称しその人名を
録し自ら進士主事とあるを誇
りとす進士とは何人ぞと問
ば一書を出だしてこれを指す曰く
進の字を欠きたる字の如き字
を書せるものなり
○貴族の家を設けたるもの殷富時
中を司る者を我の者世にて学士の称を
与えらるいそこで自分を出版するもの

自ら虎之文を書きたるもの中を戦と為
さんと股肱之士と書きしを金が拝時
雨年股肱の戦と為さんとの士と誤れる
所也ということあるこの因一般の定法也
○光武年朝鮮の文人下芳蘇の来たりとき
行形を進めて行つたるもの黄蘇のもの
朝鮮語にて北京のめきれを忘れたとこ
ろのものを問くに形を刑と言ふ通
ずるところ形も又有ること行を行ふ
ものと思ふあるやと朝鮮も文部と同
く個拙ところ御部を拙くと

見くびるとりも始んの係也

○新羅林庭の後人で誰れか詩を云ふものよりも

るのは彼の国で祝賀者の湯冶元一である

といふ執事の杉印と島岸義三志賀守郎

の岳父で大学者へであるの祝めの伝まへ諸子

揃ふうつれが勉強を云ふものを迎へるべきことを

で近頃も大分上達した、而も今の青年

言論の仲を作るも寧ろ無いのである、が又

其の詩しい勉強すれば随分出来る様な

ものも、唯だ新羅上書の完きものない者

その杭田天鑑で新作を出して居るときもる

武人と文臣の七ふ通りを識別しなけれは

詩はわからないのは困ることである

○古来韓人は詩をよくする大家も随分

出たのであつたの際立つて名聲のある詩人を誰

れ彼と聞いて問ふても聞かれもしないと又は

朝鮮の陸玉四に於しなき、史へて見れの

これも知つて居らない、朝鮮の歴史の

備へてゐない筈である、設令言名の詩人

があつても其の名は後世に傳はらな

いものと思はる

○客歳しま旅宮萬[illegible]此頃[illegible]我[illegible]て

○專門學校の演藝會　同校にては昨日午前八時より高田馬場八幡前廣場に於て春期大運動會を開す當にて場の入口に綠門を設くるなど夫々準備を整へたるに無情の雨は前夜より降出し昨日も殆んど小歌みだになかりしかば已むなく運動會を變じて講堂内に生徒の演藝會を催す事となり午前十時先づ高田會長の開會の辭あり夫れより講談師村井一の安田烏の講演丸一の大神樂寄宿生の滑稽遊戯あり何れも人の頤を解かしめたる中にも寄宿生の遊戯ふを最も滑稽の極めなれ臺所看樂隊の名稱の下に大福袍、支那服又は赤毛布を身に纏ひ中には酒樽を穿きて下駄に代へたるもあり世帶道具、鍋、釜、茶碗、小桶等を頭に冠り首にかけ又は胸に抱きて之を敲き異樣の響に和して元冠軍歌の作り替

二百餘人をふぐる、寄宿舍音樂隊、鍋、釜金盥、たゝいていざ進め

茶碗鉢小鉢膳椀茶碗籠、手にくうちたゝけ、たゝいていざすゝめ

百鬼夜行の此世、德利も舞へ歌へうてやわたり鉢、手にくうちたゝけ

春は三日彌生、櫻の花盛り、釋迦も大俗も、狂へやいざ狂へ

花の早稻田の健兒、鴻鵠の志、綽々餘裕あり、歌へやいざ歌へ

と唄ひつゝ躍出てたる有樣は實に絶倒の外はなかりし斯日時事新報社よりは運動會へ賞杯を寄贈したるも右の次第にて同會は延期されしを以て餘儀なく同校に於て次回まで預かり置くゝとなりたるが學生中には是非とも天氣の晴れ次第此盛賞の競走丈けを催さんと意氣込み居る向きもありとの事なり

○文政義民の事蹟、その子孫及その沙汰び矢代屋文四郎の沙汰のことを記したるものにて、正徳を初め享保の治績を述べたるものなり。文政年間の新編にて、その文章やや新しむやうなれども、閲覧するに足る。拙者もこれを閲覧したるが、この事件は、地方の事情を知るドキュメントとなるべき歴史の記録なり。文政の方略たるの如きの意味なるべしと思はるるなり。

一 佐渡風土記　　壱四冊

一 四条公北征の記　　一冊

一 越後風俗問状　小泉芝軒　三冊

一 佐渡年代記　　十冊

芝生七年ヲ素永三年ヲ誤ル

一 北越風土記　新保茶和著　九冊

一 越後野志　小田島　十九冊

一 越後名寄　丸山元純著　十二冊

一 武内神社考　竹内氏著　六冊

一 神社明細帳　十三冊

一 新潟名所史

一 少侍豊前

一 法正神社考　二冊　外三冊

以上の内風俗問状とあるものは行方知れず

十一冊

[illegible]
七珍をば陶器の文鮮とゝゝくきこゆるなり、の
ゝゝと四ゝゝゝ、言語義理を腐言の上北蓍
の書籍を傳授する義あゝゝ余も之れを修
道しゝゝ

○飯を人を[illegible]の高人あ
田屋舞子と[illegible]ゝ大の支
那癖家で一[illegible]
江芙蓉[illegible]の支那流を交る
を樂みとし、日用の器具のゝゝゝ支那
ゝゝと用ひ今日の所謂ハイカラと謂へ

つべき男ひあゝゝが接待すべきを支那めける
丸を四人分をしゝゝ、例へば「ぶあ」をハンヨ
クタリ（飯紙焚）の字をユヨクブウ、下男を
庵ニワヨクハクトめをトヨクフクと金しと
ゝうゝゝ一例で支那人ひあゝゝゝ
事ゝ、蓍の書のたゝのゝ蓍麻年代記ゝ
千冊踏ゝゝゝ[illegible]
ゝゝゝ[illegible]
漢文ゝゝゝ文章を
ゝゝ和文の四ゝ文章文を支那風ゝ
○生徒の著述ゝ[illegible]

うまれとなるべし、[illegible]長命院を[illegible]年代記と云
あるものを[illegible]
のことを記したるものなり、[illegible]
を記事目をのみうけ伝るなり
うし、
○[illegible]（十九）[illegible]橋義[illegible]
計伊[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
つき[illegible]氏計[illegible]
[illegible]

一加治川[illegible]の川筋[illegible]三十丁北東
の方[illegible]浦[illegible]作り[illegible]村枝郷
二橋村、[illegible]
の方、[illegible]
川筋[illegible]
[illegible]
割り[illegible]
きこは[illegible]保十[illegible]丙午とあるとし
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の地[illegible]

持石塔の古文書に徴すると寛文四年
の所刻とあるは左のごとくである

一	五軒	本町
一	五軒四十七軒	通町
一	八軒三軒	片原町
外	七十軒	
	寺数	四社
	寺	八寺
	行寺	七軒

東京帝大

多田町の人数千五百余人とあるのは
今芳の誤りである
○江無の諏訪神社を或は青面の社とも
称し作下駄の書付の社と称するものある式
内元二社あるべきかと云ふ
元の称ひろの事なるべきの今一社
を諏訪神社ひろの事なるべきの
ものと云ひ伝へ居れり然るに
諏訪の田神社の社記を閲
するに青面の社と書いてある又
左のごとき事実明載してある
貞応年中畠山庄司六郎重宣建立

當社は卷に記し神の告に寄りし剃髪し
名を蓮千と改め社の傍に草庵を
結び自ら像を刻し延宝年中
辛亥文書を向井蓮寺と號す
所謂六郎様といふ紀図にいふ白蓮
寺と明治の初め廃し今まで傳ふ
○流舞は嶋坂に在りし旧家にある所の老人
迄なるといふ老人を有子なる歳ひあ
るがるがよく此際の如い男び若かりしもを
忘れず、流の由來隠れたる史料となるべき事も
少からぬといふ事だ、この頃にもと内豊公の

時代に演じ（八ル本）の頃は田楽踊に始まりては
ゆき同仕し遂に現今の舞になりし
といふ事である、今も當舞に古文書を秘
す即ち古代の盛みを授書び、先年三上参次
氏史料編纂にたびたび來られ、備え見
遇へ又、今も大学にありし世田楽踊の流
舞へ來りし於る所は太閤公とあつたれ
物語び當の慌て扶桑と玉木屋とありが
あまり役をつとめたといふ事である、今の
嶋坂は隼人の系統なりといふ

今日於江垂之心拙思仕之江垂之分
沸騰し困苦之姿にて殺伐の生活後
不平方おもき者也仍如件

吉沢清次

大正十四年
十月朝

吟仕年人仕るべく

（十五年五月十日）

一猟役之儀小屋下之面々罷出一つ為手伝事
一町屋職家之儀夫人一つ為手伝我儀義
於之者之右之為曲子細事
附小屋下以状地之一つ為三年休事
一当時自前之居住之者内為手伝之儀
為現金不可致事
一自後之者家之転宿分捕合不可之事
一市法等之内居之転宿分捕合不可之事
代官人不可の改金所法代官荒非分之儀
有之者以目安可致上事

以上

右条々堅一の書付
者也仍如件

仰出る事御朱印

天正拾四年十月朔日

嶋津家久

同　年久

溪

一[illegible]佐渡ノ西川を以て溪と
[illegible]一口ニ[illegible]
成[illegible]儀ハ元祿年中の事と[illegible]
年中ハ寛[illegible]別口の沢[illegible]
此十[illegible]ハ水[illegible]
[illegible]
[illegible]
吐[illegible]
[illegible]
山[illegible]
[illegible]

大田文年号弘長二年ニ(ハ)ハ三十七ヶ王
瀬と申す所に信濃[illegible]
信濃川に[illegible]
[illegible]
弘長三年大嶋と申す所に七ヶ所
[illegible]川尻[illegible]文二年
[illegible]
年信濃

一[illegible]
[illegible]寺門[illegible]
[illegible]
[illegible]

上に魚屋を引[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一元[illegible]寺七郎と申す所
之出[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

此外之人数之内ニ無之候
一貞享元子年ニ当所之沼倉所ニ而候ニ付死去
今年迄五十七年ニ罷成候
一何方ゟ何様之儀御尋有之候共当年
ニ成候者共之所ハ先年ニ而然共古実として
今以て沼倉殿と引合いたし候義ニ而
無之候（以上）
（印）酉十月
庄屋　五兵衛
同　伝右衛門

○なをもて池氏所ゑんどうかまとゝゝゝ伊勢ゝゝ
神社の寶物をふ納めくゝと勅願寺七しゝの
ゝる勅願の寺ゝ所の修繕し比ゝゝ正月
銘うちあくゝふ寺ゝゝゝゝゝゝ左記のめくゝ
勅願三十六歌仙ゝ所ゝゝ
りの出さゝりゝゝゝ

伊勢の子神社寶物

一後醍醐天皇御勅願
正安元年大師作
御寫紙十巻弘安二年七月二日ゝゝ
御勅使越後ノ守源朝臣ゝ
一同帝御勅願三拾六歌仙絵 三十六枚
正安二年
書 峨嵯天皇
画 土佐守ゝ
御勅使北畠中納言野宗朝臣ゝ

一 位八分字 一面

一 城所ゝゝゝゝ納
白木箱（弘安一年

閲覧室

一忠報　朱印
一石見守　〃

東京積製